



奨励金 10万円

「子の看護休暇・奨励金制度」のお知らせ！



社員の元気は私の元気！
心から応援するよ～

「イクボス」

部下のキャリアやワーク・
ライフ・バランスを応援しながら、
組織としての成果を出しつつ、
自らも仕事と私生活を楽しむ上司



社長
ありがとう。



～中津市子育てと仕事の両立支援事業のご案内～

未就学児を養育する従業員の子育てと仕事の両立を応援するため、新たに「子の看護休暇」を有給休暇として導入し、取得（1日でもOK）を支援した中小企業に**一律10万円**を交付します。

☑奨励金の交付対象チェックリスト

- 中津市内に本社がある。
- 常用雇用者数が50人以下である。
- 令和2年4月以降、就業規則に子の看護休暇（有給休暇）の規定を新たに設けた。
- 従業員が未就学の子のために子の看護休暇を取得した。

すべての項目に該当すれば...

いざ、申請！

※裏面もご覧ください。

経営者の皆様へ

～「子の看護休暇」の導入・取得支援奨励金（10万円）のご案内～

**子育て中の従業員を応援するため、
「子の看護休暇」を広めましょう！
まずは、就業規則※の見直しから…。**

※従業員が10人未満の場合は労働契約書や労働条件通知書など

☆①～④を確認してみてください！

「子の看護休暇」について

子の看護休暇は、労働者が養育する未就学の子の病気やケガなどで看護が必要な時に利用できる休暇で、雇用主は労働者の休暇利用の申出を拒めません。

※「雇用が6ヶ月未満」又は「週の勤務が2日以下」の労働者の場合はこの限りではありません。

①子の看護休暇（国の基準以上）の規定があるか確認しましょう！

「ある」場合…②へ進む！

「ない」場合…導入を検討！新たに導入したら②へ進む！

【国の基準】

- ・未就学児の「看護」が対象
- ・1年に5日まで取得可能
- ※未就学児が2人以上は10日
- ・有給か無給かは問わない

②子の看護休暇は「有給」か「無給」を確認しましょう！

「有給」の場合…御社の先進的な取り組みに感謝します！【確認終了！】

「無給」の場合は「有給化」を検討！新たに「有給化」したら③へ進む！

③従業員に子の看護休暇を周知しましょう！

従業員が未就学の子の為に子の看護休暇を取得したら④へ進む！

④次の2つの項目に該当すれば…奨励金10万円を申請しましょう！

中津市内に本社がある。

常用雇用者数が50人以下である。

是非、裏面もご覧ください！

奨励金の申請に関するお問合せは・・・

中津市役所 子育て支援課 電話0979-33-7026